

平成29年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士の資格取得を目指して指定保育士養成施設に在学している方への修学資金の貸付制度です。

■募集期間

平成29年4月10日（月）～ 5月31日（水）

※ 指定保育士養成施設から茨城県社会福祉協議会への申請書提出期間です。

■貸付対象者

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に就労する意思のある方で、家庭の経済状況等から修学資金の貸付けを必要とする次のいずれかに該当する方。

- （1）茨城県内に住民登録している方
- （2）茨城県内の養成施設に在学する方（県内の養成施設は裏面を参照ください。）
- （3）養成施設の学生となった年度の前年度に茨城県内に住所登録をされていて、かつ養成施設に修学するために茨城県外に転居した方

■貸付額等（無利子）

修学資金 月額5万円以内（原則2年間）
入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）
就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）

*その他、生活費加算制度があります。

■申請方法等

- 修学資金の貸付けを希望する方は、在籍する養成施設等で「募集要項」を受け取り、貸付制度の内容、申請に必要な書類等を確認してください。
- 申請は在籍する各養成施設を通して行っていただきます。申請に必要な書類等は養成施設の指示に従って、養成施設に提出してください。
- 住民票、世帯の所得を証明する書類、連帯保証人1名（所得証明、印鑑登録証明書）等が必要となります。

■その他

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で児童の保護業務に5年間従事した場合は、貸付を受けた修学資金の返還が免除となります。

裏面につづく

<返還免除対象となる保育所等従事先施設の例>

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・乳児院・
母子生活支援施設・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・
児童発達支援センター・児童家庭支援センター など

※ この他にも対象となる施設があります。詳細は茨城県社会福祉協議会ホームページに掲載している「保育士修学資金貸付制度の手引き」でご確認ください。

■茨城県内の養成施設・養成施設との連携校 [平成29年2月1日現在]

養成施設等の名称	学部学科等の名称	備考
茨城キリスト大学	文学部児童教育学科 幼児保育専攻	㊟
茨城女子短期大学	保育科	㊟
つくば国際短期大学	保育科	㊟
常磐短期大学	幼児教育保育学科	㊟
流通経済大学	社会学部社会学科 保育士養成コース	㊟
リリーこども& スポーツ専門学校	こども未来学科	㊟
	こども教育学科	姫路大学・豊岡短期大学
筑波研究学園専門学校	こども未来学科	姫路大学・豊岡短期大学
筑波保育医療専門学校	幼児保育学科	東京福祉大学

(注1) 備考欄に㊟のある養成施設は、指定保育士養成施設です。

(注2) 備考欄に大学等の名称が記載された養成施設は、指定保育士養成施設との連携校です。記載大学等との連携により保育士資格が取得できます。

※ 茨城県外の養成施設等に在籍する方も申請が可能です。在学する養成施設が指定保育士養成施設かどうか、ご確認ください。

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）
（電話）029-350-8366



茨城県社会福祉協議会保育士修学資金

検索

